(3)　令和７年度一般廃棄物処理実施計画

札幌市告示第1308号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第６条第１項及び第４項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の３の規定に基づき、令和６年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成４年条例第67号）第29条に基づき、告示する。

令和７年３月28日

札幌市長　秋元　克広

令和７年度一般廃棄物処理実施計画

第１　一般廃棄物処理の基本的事項

１　処理区域　　札幌市全域

２　計画期間　　令和７年４月１日～令和８年３月31日

３　処理計画量

(1) ごみ

（単位：ｔ）

項　目	処理計画量	札幌市の処理計画量	許可業者の処理計画量
家庭ごみ	362,900	362,900	0
許可業者搬入	157,900	136,400	21,500
自己搬入	60,600	55,100	5,500
市外からの受入※	200	200	0
合　計	581,600	554,600	27,000

※市外分は、函館市から受入

(2) 動物の死体

道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体処理	処理計画量
	3,400件

(3) し尿・浄化槽汚泥等　　（単位：ｋＬ）

一般し尿	浄化槽汚泥	水洗し尿	市外分※	処理計画量
15,561	2,593	257	8,492	26,903

※市外分は、石狩市及び当別町から受入

第２　札幌市が行う一般廃棄物の処理

１　一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) 排出抑制の促進

項　目	概　要
家庭の生ごみ減量･リサイクル推進事業	生ごみ堆肥化セミナーの開催や電動生ごみ処理機等の購入助成などにより、市民の生ごみ減量・資源化に対する取組を支援する。
項　目	概　要
集団資源回収奨励金制度	町内会やＰＴＡ、マンション管理組合などの住民団体による自主的な資源回収活動を促進するため、古紙類・びん類・金属類・布類の４品目を対象に、回収量１kgにつき４円の奨励金を実施団体に交付する。さらに、平成26年実績と比較し、回収量全体の増加分に対し１kgにつき３円、びん類・金属類・布類の増加分に対し１kgにつき７円の加算金を交付する。 また、回収業者に対しても、ダンボール・布類は回収量１kgにつき４円、新聞を除くその他品目は１kgにつき１円の奨励金を交付する。 回収計画量　33,194ｔ／年
古紙拠点回収事業	家庭系の古紙類の回収を推進するため、区役所等19か所に設置した古紙回収ボックスと、民間の古紙回収協力店等や古紙を回収するコンビニエンスストア（セイコーマート）に加え、地域住民管理によるエコボックスの普及を図る。 また、事業系の古紙の回収を促進するため、民間古紙回収協力店等で古紙を回収する。
事業系資源ごみ回収促進支援事業	事業系ごみの見える化システムを活用し、各事業所の現状分析等を行い、より効果的な廃棄物減量の取組につなげる等事業者による自主的な事業ごみ減量を促進する。
家庭系古紙引取案内事業	集団資源回収登録業者等のうちの協力業者が、個人宅からの一定量以上の古紙回収申込に対して回収を実施する。 札幌市は、市民へのＰＲや事業の総合調整を行う。
地区リサイクルセンター事業	古紙や廃食油だけではなく、枝・葉・草やびん・缶・ペットボトルなどを含めたさまざまな種類の資源物等を無料で持ち込める回収拠点として、計４か所を運営する。
大型ごみの再利用	大型ごみのうち、再利用を目的とした収集品（木製家具、自転車など）を清掃・整備して、札幌市リサイクルプラザ及び札幌市リユースプラザで展示、販売する。 （予定数　3,400個／年）
普及啓発事業	・　ごみ減量の啓発のため、出前講座を実施するほか、児童を対象とした出前教室の充実を図る。 ・　リサイクルプラザ・リユースプラザにおいて、３Ｒ(リデュース：発生・排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)に関する情報の提供や各種講座・体験教室を実施する。 ・　省資源・ごみ減量についての市民意識高揚を図るため、「まつりだ！環っ」などの各種イベントを実施する。 ・　啓発冊子の配布や交通広告などにより、２Ｒ(リデュース：発生・排出抑制、リユース：再使用)に重点を置いた意識啓発を行う。
ごみ減量実践事業	リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）に重点を置き、事業者や若年層と一体となって、直接的なごみ減量につながる実践的な取組を行う。
さっぽろスリムネット事業	市民・事業者・行政（市）が協働でごみ減量に取り組むために設立した「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）」において、生ごみ堆肥拠点回収の促進、古紙等の資源物回収の支援など、ごみ減量につながる具体的な活動を展開する。
事業者に対する指導	事業系廃棄物の減量、資源化を図るため、事業用の建築物について適正な保管場所の設置を指導するとともに、大規模建築物（延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物）の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求める。 また、各最終処分場、清掃工場及び破砕工場に搬入する事業系廃棄物についても、リサイクルの推進と適正排出を徹底するため分別啓発指導（搬入指導）を行う。

(2) 資源化等の促進

項　目	概　　要
びん・缶・ペットボトルの資源化	びん・缶・ペットボトルの分別収集を実施し、選別センターで選別後、指定法人などに引渡し、資源化を図る。 収集計画量　32,200ｔ／年
容器包装プラスチックの資源化	容器包装プラスチックの分別収集を実施し、選別センターで選別後、指定法人に引渡し、資源化を図る。 収集計画量　29,800ｔ／年
雑がみの資源化	「汚れた紙、新聞、雑誌、ダンボール」以外の紙ごみの分別収集を実施し、再生紙や固形燃料の原料として、資源化を図る。 収集計画量　18,700ｔ／年
枝・葉・草の資源化	枝・葉・草の分別収集を実施し、堆肥化するなどして資源化を図る。 収集計画量　19,500ｔ／年
筒型乾電池の資源化	びん・缶・ペットボトルの日に別袋で排出された筒型乾電池を収集し、資源化を図る。 収集計画量　344ｔ／年
蛍光管の資源化	家庭の廃蛍光管を回収協力店（市が指定した電気店・家電量販店等）に無料で持ち込んでもらい、資源化を図る。 回収計画量　87ｔ／年
廃食油の資源化	家庭から排出される使用済み食用油を回収拠点（スーパーマーケット・レストラン、市の施設等）において民間事業者が回収し、バイオディーゼル燃料等への資源化を図る。 回収計画量　180ｔ／年
小型家電の資源化	家庭で不用になった小型家電を回収拠点（市有施設、認定事業者）、宅配回収（認定事業者）等により回収し、レアメタルや貴金属等の有用金属の資源化を図る。 回収計画量　1,400ｔ／年
古着の再利用	家庭で不用になった衣類を地区リサイクルセンター等の回収拠点において回収し、再利用を図る。 回収計画量　85ｔ／年
ごみ焼却施設で発生する熱の有効利用	ごみ焼却施設（清掃工場）におけるごみ焼却の熱を利用して発電を行い、電力会社に売電するほか、地域暖房に供給するなど熱の有効活用を図る。 発電計画量　192,586MWh／年
焼却灰リサイクル	ごみ焼却施設（清掃工場）から発生する焼却灰（主灰）をセメント原料としてリサイクルする。 資源化計画量　21,400ｔ／年
事業系紙くず・木くず等の資源化	許可業者による分別収集及び自己搬入により、ごみ資源化工場に搬入された紙くず・木くず等を原料として固形燃料を生産し需要先に供給する。 処理計画量　13,769ｔ／年
事業系生ごみの資源化	病院、学校、ホテル、飲食店ビル等から排出される良質な生ごみの分別・収集運搬を促進し、生ごみリサイクル施設でのバイオガス発電や肥料への再生の利用拡充を図る。 処理計画量　22,500ｔ／年
事業系伐採物・抜根等の資源化	剪定枝・幹・根などの樹木をごみ資源化工場でのチップ化等により、燃料・マルチング材・堆肥等に再生する。 処理計画量　4,500ｔ／年
金属類の資源化	処理施設から発生する金属の資源化を行う。 回収計画量　3,541ｔ／年

(3) その他

項　目	概　　要
ごみステーション管理器材の購入助成と箱型ごみステーション設置助成	地域による自主的なごみステーション管理を支援するため、ネットやカラスよけサークル及び折りたたみ式箱型器材の購入費用の一部を助成するとともに敷地内への箱型ごみステーション設置費の一部を助成する。
クリーンさっぽろ衛生推進協議会への支援	札幌市を清潔で住みよい街にするため、環境美化、環境衛生、ごみ減量・リサイクルの推進など、地域に根ざした主体的な活動を行う住民ボランティア団体であるクリーンさっぽろ衛生推進協議会の活動を支援する。
クリーンキャンペーンの実施	5月30日の「ごみゼロの日」キャンペーン及び「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の普及啓発キャンペーンを各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の協力を得て実施する。
事業系一般廃棄物の効率的な収集体制の維持	事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等を除く）の減量、資源化を促進するため、多分別収集等に対応した一元的な収集運搬業の許可体制を維持する。
国の指定や認定を受けた一般廃棄物への対応	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3、第9条の8及び第9条の9に基づき国の指定や認定を受けた一般廃棄物（廃ゴムタイヤ、廃パーソナルコンピュータ、廃二輪自動車等）については、当該制度の趣旨を踏まえ、（認定）事業者等による処理の促進を図る。
水銀使用廃製品（体温計・血圧計・温度計）の回収	水銀使用廃製品の早期回収を図るため、市有施設での水銀使用廃製品の回収を行う。 回収計画量　1ｔ／年

2　食品ロス削減に関連する事業の推進

(1)　関連する取組

項　目	取組内容（担当部・課）
町内会等への出前講座による食品ロス削減の啓発	町内会や学校等へ出前講座を継続して行い、食品ロス削減の意識啓発に取り組んでいく。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
ごみ収集車を活用した食品ロス削減の呼びかけ	市内を走行しているごみ収集車に、食品ロス削減を呼びかけるステッカーを貼り、市民などに食品ロス削減の取組を広く訴えかける。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
家庭用指定ごみ袋の外装袋を活用した市民啓発	家庭用指定ごみ袋（５リットル）の外装袋にて実施している食品ロス削減の意識啓発に継続して取り組んでいく。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
各種媒体による普及啓発	啓発冊子の配布や動画の放映、ポスターの掲出、ＳＮＳでの情報発信などを通じて、食品ロスの削減を啓発する。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
フードバンク活動及びフードドライブの周知	フードバンク活動は、まだ安全に食べられるにも関わらず、やむを得ず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、食料を必要としている人や施設等に無償で提供する活動であり、食品の無駄のない活用が期待されている。市では、フードバンク活動の概要、掲載を希望するフードバンク運営団体の連絡先などを札幌市公式ホームページに掲載しており、今後も継続して行っていく。 また、フードバンク運営団体の他、地域団体や事業者等が行う「フードドライブ活動（家庭で使いきれない食品を持ち寄って集め、食料を必要としている団体に寄付する取組み）」が、市内の多くの地域で展開されるよう、実施マニュアルを作成するとともに、札幌市公式ホームページに実施事業者・団体の情報を掲載していく。 【保健福祉局総務部総務課】

	【環境局環境事業部循環型社会推進課】
ドギーバッグの普及促進	飲食店等で生じた食べ残しの持ち帰りの際に使用するドギーバッグの試行導入を行っている。なお、持ち帰りには、食中毒などの衛生上の問題もあることから、厚生労働省が作成した「消費者及び事業者に向けた食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン」を順守するよう案内の上、持ち帰りに対する市民、事業者双方の理解と取組を促進していく。 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
「2510(ニコッと)スマイル宴」運動の推進	宴会や会食の開始後25分間と終了前10分間は、料理を楽しみ、食べ切りを促す「2510(ニコッと)スマイル宴」運動を推奨していく。 【環境局環境事業部事業廃棄物課】 【保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課】
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との共同キャンペーン	全国の自治体などで構成される全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活動を通じて、情報提供や共同キャンペーンなどを他都市と連携して実施することで、食品ロスの削減のための全国的な気運を高める。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
もったいない運動参加店募集・周知の取組	資源の有効活用、ごみを減らすなど、環境に配慮した活動をしている飲食店を「もったいない運動参加店」として募集・登録し、札幌市公式ホームページで紹介する取組を行っていく。 【保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課】
エコクッキングを通じた市民啓発	各区の保健センターなどで、食生活改善推進員とともに「エコクッキング」情報を発信し、食材を無駄にしない料理の普及など、食品ロスを減らす取組を環境に配慮した食育として進めていく。 【保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課】 【（各区）保健福祉部健康・子ども課】
災害備蓄食品の有効活用	市で備蓄しているアルファ化米などの食品について、これまでも賞味期限が1年未満となったものは、防災訓練等で普及啓発用として配布するとともに、フードバンク等へ無償提供しているところであるが、今後も単に廃棄されてしまうことがないよう、同様の取組みを継続し有効活用に努める。 【危機管理局危機管理部危機管理課】
エシカル消費の普及啓発	人・社会・環境に配慮したサービスや商品を選択するエシカル消費の普及啓発に取り組んでおり、食品ロスやフェアトレードをテーマにした講師派遣講座、パネル展示などを実施していく。 【市民文化局市民生活部消費生活課】
子どもや保護者に向けた食育の推進	保育所や幼稚園において、園庭やプランターでの野菜栽培や収穫の喜びを体験することなどを通じて、調理や食事の楽しさを共感できる体験型の食育の充実を図る。また、その他様々な機会を利用して、子どもや保護者に対して、食品ロス削減や食の大切さを伝えていく。 【子ども未来局子育て支援部保育推進課】 【教育委員会教職員担当部幼児教育担当課】
イベント開催時における普及啓発	さっぽろオータムフェストなど、食に関連するイベントの開催時には、イベント業者と連携しながら食品ロス削減の観点も視野に入れて事業展開していく。 【経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課】
作物残渣の有効活用	やむを得ず発生する市場に出回らない作物残渣を堆肥化し、有効活用するなど適切な処理方法について検討する。 【経済観光局農政部農業支援センター】
市場見学や料理教室を通じた食育の推進	水産物や青果物に対する知識を深めてもらうことなどを目的に、中央卸売市場の施設見学や、子どもや保護者を対象とした料理教室を実施していく。 【経済観光局中央卸売市場管理課】
学校給食のフードリサイクルを活用した食育・環境教育の推進	学校給食の調理くずや食べ残しの生ごみを堆肥化し、その堆肥で育てた野菜を学校給食へ提供するほか、堆肥を活用した教材園での栽培活動などを通じて、食育や環境教育の充実を図る。 【教育委員会生涯学習部学校給食課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】 【経済観光局農政部農政課】

(2)　主な関連計画

関連計画等
第４次札幌市消費者基本計画
第４次札幌市食育推進計画
安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画
第２次札幌市環境基本計画
第２次さっぽろ都市農業ビジョン
第２期札幌市教育振興基本計画

3　一般廃棄物の種類（分別区分）並びに収集及び受入方法等

(1) ごみ

ア　ごみの収集方法等

(ｱ) 家庭ごみ

種　類	収集方法	摘　　要
燃やせるごみ	週２回　ステーション収集	生ごみ、汚れた紙類、布類、ビデオテープ等の製品プラスチック類、皮革・ゴム類などを指定ごみ袋で排出(有料)
燃やせないごみ	４週１回　ステーション収集	なべ・やかん等の金属製品類、ブロック･レンガ類、トースター・ビデオカメラ等の小型家電製品類などを指定ごみ袋で排出(有料)
大型ごみ	申込制による戸別有料収集（再利用を目的とした収集を含む）	大型ごみとは、排出禁止物以外の耐久消費財その他固形廃棄物で、その最大の辺又は径が30cm（木材類及び庭木類については50cm）を超えるもので戸別収集するものをいう。（有料） ※ 指定ごみ袋に入るものについては「燃やせるごみの日」又は、「燃やせないごみの日」に指定ごみ袋に入れてごみステーションに排出できる。
びん・缶・ペットボトル	週１回　ステーション収集	容器包装リサイクル法に規定する容器(無料)
容器包装プラスチック	週１回　ステーション収集	容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチック(無料)
筒型乾電池	週１回　ステーション収集	別袋で「びん・缶・ペットボトルの日」に排出(無料)
加熱式たばこ・電子たばこ、ライター	４週１回　ステーション収集	別袋で「燃やせないごみの日」に排出(無料)
スプレー缶	週２回　ステーション収集	別袋で「燃やせるごみの日」に中身を使い切り、穴をあけずに排出(無料) ※ カセットボンベを含む
雑がみ	２週１回　ステーション収集	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表１（第46条関係）備考３(４)に規定する「包装紙その他の再利用の可能な紙類のうち市長が別に定めるもの」とは、「汚れた紙、新聞、雑誌、ダンボール」以外の紙とする。(無料)
枝・葉・草	４週１回　ステーション収集	５月から12月上旬（地域により異なる）の間に、下記市民の責務等に基づき定められた方法で排出するものに限り、処理手数料を免除する。(無料)
地域清掃ごみ	拠点収集（清掃事務所と協議）	公共の場所を町内会等で清掃した際、排出されるごみ(無料)
ボランティア清掃ごみ	ステーション収集	公共の場所を清掃して出たごみは、ボランティア袋で「燃やせるごみの日」、「燃やせないごみの日」に排出することができる。(無料)

a　市民の責務等

(a)　家庭からごみを出すときは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については指定ごみ袋に入れ、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」及び「枝・葉・草」については透明または半透明で中身の見える袋に入れて、住んでいる地区の決められた収集日当日の朝、午前8時30分までに自ら管理に携わっているごみステーションに出すこと。

・　棒状のものについては、大部分が40リットルの指定ごみ袋に入り、袋の口をしっかりと縛ることができれば、そのまま、指定ごみ袋を使ってごみステーションに出すことができる。

・　枝については、長さ50cm以下のものを１ｍ程度のひもで縛って出すこともできる。

(b) 資源物は、汚れていない状態でごみステーション等に出すこと。

(c)　引っ越しや片付け等により臨時に出る多量のごみ（400リットルを超える）は、本市の施設へ自ら搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）に収集を依頼すること。

(d) 市の定める排出禁止物は出さないこと。

(e)　大型ごみについては、区ごとに決められた週１回の収集曜日の２日または４日前の16時30分までに大型ごみ収集センターまで電話もしくはインターネットで申し込むこと。また、規則で定める額に見合った「大型ごみ処理手数料シール」（電子決済で支払った場合は紙）を見やすいところに貼り付け（再利用品の収集申し込みに際しては、大型ごみ処理手数料シールに「リ」と記載）、設定した排出場所（玄関前等の建物外）へ収集日当日の朝、午前8時30分までに持ち出すこと。

(f)　新聞・雑誌・ダンボールなどは、原則として町内会などで実施している集団資源回収もしくは各区役所などに設置した「古紙回収ボックス」または、民間の古紙回収協力店・地区リサイクルセンターに出すこと。やむを得ない場合は、「燃やせるごみ」として出すこと。

(g)　蛍光管は、できるだけ回収協力店（市が指定した電気店・家電量販店・スーパーマーケット・ホームセンター）・地区リサイクルセンターに出すこと。

ｂ　札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第32条及び同条例施行規則第17条で規定する排出禁止物

区　分	品目例	排出方法
有害性のある物	バッテリー・農薬等	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
感染性のある物	注射針等	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・酸素ボンベ・消火器等	
引火性のある物	ガソリン・灯油・廃油等	
	塗料・接着剤等	乾燥等の措置を講じて、出すこと。
	スプレー缶	中身を使いきり、穴をあけずに、透明または半透明の袋に入れて、「燃やせるごみ」の日に出すこと。（カセットボンベを含む）
著しく悪臭を発する物		脱臭等の措置を講じて、出すこと。
収集・運搬又は処分に際し特別の扱いを要する物で規則に定めるもの		
最大の辺又は径が２メートルを超えるもの		破砕・切断等の措置を講じて、出すこと。
体積が２立方メートルを超えるもの		
重量が100キログラムを超えるもの		
収集・運搬又は処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるもの	タイヤ・ピアノ・自動車・軽自動車・自動二輪車・原動機付自転車・ＦＲＰ船・エンジン付きのもの（刈り払い機、草刈り機、携帯用発電機、芝刈り機、除雪機等）・ホームタンク（90㍑を超えるもの）・ドラム缶・家庭用耐火金庫等	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
収集・運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの	ガラスの破片等	十分に危険防止のこん包を行い、「危険物」と表示し、かつ、その内容を明記して、「燃やせないごみ」の日に出すこと。
特定家庭用機器再商品化法第２条第４項に規定する特定家庭用機器	エアコンディショナー・テレビジョン受信機（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機等	販売店に収集を依頼するか、家電メーカーが指定する指定引取場所に直接持ち込むこと。
パーソナルコンピュータ	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイ等	一般社団法人パソコン３Ｒ推進協会の参加メーカーのパソコンは、メーカーの自主回収ルートで処理すること。
		上記参加メーカー以外のパソコンは、許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）に収集を依頼すること。
		小型家電として回収拠点に排出するか、宅配回収等に依頼すること。 ※ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイは、回収拠点を除く
密閉形蓄電池	ニカド電池等	販売店・協力店の回収箱に持ち込むこと。

ｃ　札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第27条第１項により市長が指定する適正処理困難物

廃スプリングマットレス・排出禁止物以外のテレビジョン受信機（25型以上のもの）

(ｲ) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者に収集を依頼する。

種　類	収　集　方　法
一般廃棄物（伐採物・抜根等を除く）	事業者が自ら本市の処理施設へ搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）へ収集※を依頼する。 ただし、特に市長が認めたものについては、家庭ごみに準じて取り扱う。
伐採物・抜根等	事業者が自ら処理施設等へ搬入するか、または伐採物・抜根等限定許可業者等へ収集を依頼する。 ただし、特に市長が認めたものについては、家庭ごみに準じて取り扱う。

※　事業所用専用ごみ袋による収集を含む。

ａ　事業者の責務等

(a) 許可業者へ収集を依頼する場合は、許可業者の分別収集体制に応じて分別を行うこと。

(b) 自ら本市の処理施設へ搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。

(c)　感染性一般廃棄物の処理を委託する場合は、感染性産業廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼すること。

イ　自ら搬入する場合の処理施設、受入時間及び受入休業日

(ｱ) 焼却施設

施設名	発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場
所在地	西区発寒15条14丁目１－１	南区真駒内129－３	白石区東米里2170－１
受入時間	9:00～16:00	9:00～16:00	9:00～16:00
受入休業日	日曜日、１月１日から１月３日及び定期整備時	日曜日、１月１日から１月３日及び定期整備時	日曜日、１月１日から１月３日及び定期整備時

(ｲ) 破砕施設

施設名	発寒破砕工場	篠路破砕工場	駒岡破砕工場
所在地	西区発寒15条14丁目２－30	北区篠路町福移153	南区真駒内129－３
受入時間	9：00～16：00	9:00～16:00	9:00～16:00
受入休業日	日曜日、１月１日から１月３日及び定期整備時	日曜日、１月１日から１月３日及び定期整備時	日曜日、１月１日から１月３日及び定期整備時

（ｳ）最終処分場

施設名	山口処理場
所在地	手稲区手稲山口364他
受入時間	9:00～16:00
受入休業日	土・日曜日及び１月１日から１月３日

（ｴ）資源化施設

施設名	ごみ資源化工場
所在地	北区篠路町福移153
受入時間	8:00～17:00
受入休業日	日曜日及び１月１日から１月３日

(2) 動物の死体

種　類	収集方法	摘　要
道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体	市民からの通報等により個別に収集	

(3) し尿・浄化槽汚泥等

種　類	収集方法	摘　要
一般し尿	申込制による戸別有料収集	収集車両の通行障害及び凍結等によりくみ取り作業に支障を及ぼすことのないようにすること。
浄化槽汚泥・水洗し尿	許可業者 （一般廃棄物収集運搬業者：株式会社公清企業）	

4　一般廃棄物の処理主体及び処理計画量

(1) 処理主体及び処理方法

ア　家庭ごみ

種　類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	焼却	—	—
燃やせないごみ	市（委託）	市（委託）	破砕	市（直営･委託）	埋立
大型ごみ	市（委託）	市（直営・委託）	破砕･焼却･資源化	—	—
びん・缶・ペットボトル	市（直営・委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
容器包装プラスチック	市（委託）	市（委託）	資源化（選別）		
雑がみ	市（委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
枝・葉・草	市（委託）	市（委託）	資源化	—	—
筒型乾電池	市（直営・委託）	事業者（委託）	資源化	—	—
加熱式たばこ・電子たばこ、ライター	市（委託）	市（直営）	焼却	—	—
スプレー缶	市（直営・委託）	市（委託）	破砕・資源化	—	—
地域清掃ごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	破砕・焼却	市（直営･委託）	埋立

※　委託は、収集業務委託・処理にかかる運転業務委託と処理業務委託をいう。
※　焼却灰などの残さを処理する方法を除く。
※　スプレー缶には、カセットボンベを含む。

イ　事業系一般廃棄物

種　類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者搬入	許可業者 （一般廃棄物）	市 （直営・委託）	破砕・資源化・焼却	市 （直営・委託）	埋立
自己搬入	排出者	市 （直営・委託）	破砕・資源化・焼却	市 （直営・委託）	埋立

※　委託は、処理にかかる運転業務委託と処理業務委託をいう。

ウ　動物の死体

道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体	収集・運搬主体	処理主体	処理方法
	市（委託）	市（直営）	焼却

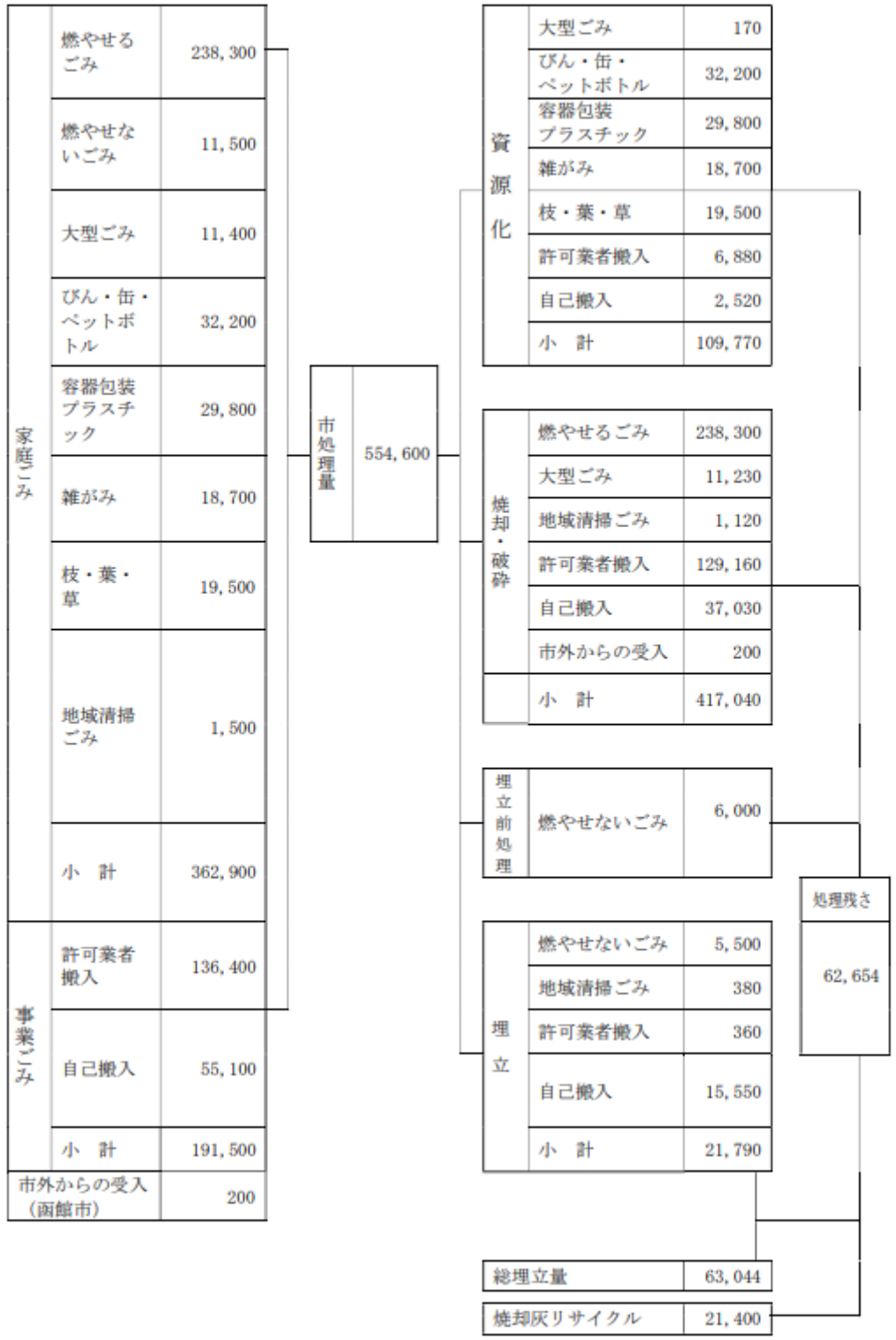
エ　し尿・浄化槽汚泥等

種　類	収集・運搬主体（市外（石狩市及び当別町）からの受入は除く。）	処理主体	処理方法
し尿	市（委託）	市（委託）	下水道投入
浄化槽汚泥・水洗し尿	許可業者 （一般廃棄物収集運搬業者：株式会社公清企業）	市（委託）	下水道投入

※　委託は、収集業務委託・処理にかかる運転業務委託をいう。

(2) 札幌市の処理計画量

（単位：t）



※表中、四捨五入のため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある。

5　処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備　考
発寒清掃工場	西区発寒15条14丁目１－１	600ｔ／日	128,591 ｔ	可燃残さ11,789ｔ含む
駒岡清掃工場	南区真駒内129－３	600ｔ／日	133,202 ｔ	可燃残さ14,341ｔ含む
白石清掃工場	白石区東米里2170－１	900ｔ／日	171,949 ｔ	可燃残さ27,437ｔ含む

(2) 破砕処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備　考
発寒破砕工場	西区発寒15条14丁目２-30	150ｔ／日	15,649 ｔ	残さ59t含む
篠路破砕工場	北区篠路町福移153	150ｔ／日	12,023 ｔ	残さ247t含む
駒岡破砕工場	南区真駒内129－３	200ｔ／日	16,306 ｔ	残さ0t
株式会社マテック 発寒支店内工場	西区発寒12条13丁目２	600～800缶 ／時間	160.36 ｔ	スプレー缶に限る （白石ブロック分）
株式会社イーアンドエム本社工場内	西区発寒16条14丁目６－１	60缶／分	137.97 ｔ	スプレー缶に限る （駒岡ブロック分）
株式会社イーアンドエム本社工場内	西区発寒16条14丁目６－１	60缶／分	187.84 ｔ	スプレー缶に限る （発寒ブロック分）

(3) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備　考
ごみ資源化工場(燃料工場)	北区篠路町福移153	200ｔ/日	13,769 ｔ	残さ4,369t含む
中沼プラスチック選別センター	東区中沼町45-11	82.6ｔ/日	29,800 ｔ	
中沼資源選別センター	東区中沼町45-24	110ｔ/日	21,078 ｔ	設置者：一般財団法人札幌市環境事業公社
駒岡資源選別センター	南区真駒内129-30	77ｔ/日	11,122 ｔ	設置者：一般財団法人札幌市環境事業公社
中沼雑がみ選別センター	東区中沼町45-19	85ｔ/日	7,180 ｔ	
札幌市製紙原料事業協同組合　選別施設	市内各所（10か所）	45ｔ/日	11,520 ｔ	雑がみ
枝・葉・草資源化ヤード	厚別区厚別町山本1065他（山本処理場内）	—	17,800 ｔ	面積 85,500 ㎡
株式会社ばんけいリサイクルセンター「定山渓環生舎」	南区定山渓896-３他	17.1t／日	1,700 ｔ	枝・葉・草
太平洋セメント株式会社上磯工場	北斗市谷好１丁目	245t／日 （７時間）	21,400 ｔ	焼却灰リサイクル
野村興産株式会社 イトムカ鉱業所	北見市留辺藥町富士見217-１	160.24ｔ/日 （焙焼）	402 ｔ	蛍光管、筒型乾電池、水銀式体温計・血圧計・温度計

(4) 最終処分場

施設名	所在地	全体容量 〈計画分〉	残容量 〈造成済〉	処理計画量	備　考
山本処理場	厚別区厚別町山本1065他	7,732,000 ｔ	598,444 ｔ	28,506 ｔ	
山口処理場	手稲区手稲山口364他	3,037,000 ｔ	247,513t	34,539 ｔ	

残容量（造成済）は令和６年度末見込み

(5) し尿下水道投入施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備　考
クリーンセンター	手稲区手稲山口318	100ｋＬ／日	25,480 ｋＬ	市外（石狩市及び当別町）からの受入分8,492ｋＬ含む

第３　許可業者が行う一般廃棄物の処理

１　一般廃棄物の種類及び収集方法

種　類		収集方法
事業系一般廃棄物	生ごみ	排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）へ収集を依頼する。
	伐採物・抜根等	排出事業者が自ら処理施設等へ搬入するか、または伐採物・抜根等限定許可業者等へ収集を依頼する。

２　一般廃棄物の処理主体及び処理計画

（1）処理主体及び処理方法

種　類		収集・運搬主体	中間処理	
			処理主体	処理方法
生ごみ	許可収集	許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）	許可業者	資源化
	自己搬入	排出事業者		
伐採物・抜根等	許可収集	伐採物・抜根等限定許可業者等	許可業者	資源化
	自己搬入	排出事業者		

（2）処理計画　（単位：ｔ）

種　類		処理量	計	処理方法
生ごみ	許可業者	19,000	22,500	バイオガス発電、肥料化など
	自己搬入	3,500		
伐採物・抜根等	許可業者	2,500	4,500	チップ化など
	自己搬入	2,000		

※生ごみの自己搬入には、札幌市経済観光局中央卸売市場内での飼料化を含む。

３　処理施設（資源化）の概要

（1）生ごみリサイクル施設

処理方法	バイオガス発電	飼料化
施設名	札幌バイオフードリサイクル株式会社「食品リサイクルメタン発酵・発電施設」	札幌市経済観光局中央卸売市場「資源リサイクル施設」
所在地	東区中沼町45-19	中央区北12条西20丁目2-1
処理能力	100t/日	8.6t/日

処理方法	堆肥化		
施設名	株式会社ばんけいリサイクルセンター「定山渓環生舎」	株式会社ばんけいリサイクルセンター「環生舎」	ジャパンサイクル株式会社「石狩資源循環モデルセンター」
所在地	南区定山渓896-３他	石狩市新港中央２丁目757-11	石狩市新港南２丁目715-2
処理能力	14.6t/日	27.4t/日	214㎥/日

（2）伐採物（剪定枝）・抜根等リサイクル施設

処理方法	チップ化	堆肥化
施設名	ごみ資源化工場（チップ化施設）	株式会社ばんけいリサイクルセンター「定山渓環生舎」
所在地	北区篠路町福移153	南区定山渓896-３他
処理能力	120ｔ／日	10t／日

（4）札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第39条第２項の規定に基づき市が処分する産業廃棄物の種類及び量

札幌市告示第1916号

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成４年条例第67号）第39条第２項の規定に基づき、市が処分する産業廃棄物の種類及び量を次のとおり定める。

なお、平成19年４月１日告示第450号は、廃止する。

令和３年４月１日

札幌市長　秋元　克広

１　産業廃棄物の種類

（1）産業廃棄物のうち、次に掲げるものであって、市内から排出されたものとする。ただし、このうち特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。

ア　燃え殻（熱灼減量15％以下、含水率80％以下のものに限る。）

イ　廃プラスチック類（一般廃棄物処理施設その他市長が定める施設から生じる処理後の残さ又はごみ資源化工場で生産するごみ固形燃料の原料に適したものに限る。）

ウ　紙くず

エ　木くず

オ　繊維くず

カ　ガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）

（2）特別管理産業廃棄物のうち、廃石綿等であって、市内から排出されたものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）第６条の５第１項第３号ワ（１）に掲げる措置を講じたものに限る。

２　産業廃棄物の量

市長が量について指示したときは、その量以内とする。